

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月16日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第7号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通行禁止規制の対象から除く車両) 第3条の4 略 (1)～(9) 略 <u>(10) 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両</u></p> <p>(駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の対象から除く車両) 第3条の6 略 (1)～(11) 略 (12) 次のア～スまでのいずれかに該当する車両で、別記様式第1号による駐車禁止除外指定車標章（以下「標章」という。）を掲示しているもの ア～シ 略 <u>ス 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両</u></p> <p>(13) 略 ア～エ 略 オ <u>小児慢性特定疾病児童手帳の交付を受けている者（児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第3項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素性乾皮症に限る。）</u></p> <p>(標章の申請、交付、使用方法等) 第3条の8 標章の交付を受けようとする者 <u>(第3条の6第13号に規定する標章にあっては、</u></p>	<p>(通行禁止規制の対象から除く車両) 第3条の4 略 (1)～(9) 略</p> <p>(駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の対象から除く車両) 第3条の6 略 (1)～(11) 略 (12) 次のア～シまでのいずれかに該当する車両で、別記様式第1号による駐車禁止除外指定車標章（以下「標章」という。）を掲示しているもの ア～シ 略</p> <p>(13) 略 ア～エ 略 オ <u>「小児慢性特定疾患児童手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日児発第1033号）に基づく小児慢性特定疾患児童手帳の交付を受けている者（児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素乾皮症に限る。）</u></p> <p>(標章の申請、交付、使用方法等) 第3条の8 標章の交付を受けようとする者は、<u>第3条の6第12号の場合は別記様式第1号の</u></p>

広島県内に住所を有する者に限る。)は、別記様式第1号の2による申請書により、公安委員会に申請しなければならない。

2 略

(1) 略

ア 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項(道路運送車両法第58条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)が記載された書面

イ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(2) 略

ア 略

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

3 公安委員会は、第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請内容が第3条の6第12号又は第13号に該当すると認めるときは、標章を交付しなければならない。

4・5 略

6 略

(1) 略

(2) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。

(3)・(4) 略

7 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別記様式第1号の3による変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第1号の4による申請書により、公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

9 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第6項各号のいずれかに違反したときは、理由を付した返納命令書を交付して、当該標章の返納を命ずることができる。

10 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章(第3号の場合にあつては亡失した標章)を各署長を経由して公安委員会に返納しなければならない。

(1) 略

2による申請書により、同条第13号の場合(広島県内に住所を有する者に限る。)は別記様式第1号の3による申請書により、公安委員会に申請しなければならない。

2 略

(1) 略

ア 当該車両に係る自動車検査証の写し

イ 当該車両が第3条の6第12号の規定に該当することを疎明する書面

ウ ア及びイに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面

(2) 略

ア 略

イ 標章の交付を受けようとする者の住民票の写し

ウ 標章の交付を受けようとする者のために使用する特定の車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証の写し

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面

3 公安委員会は、第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請内容が第3条の6第12号又は第13号に該当すると認めるときは、標章を交付しなければならない。

4・5 略

6 略

(1) 略

(2) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。

(3)・(4) 略

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、理由を付した返納命令書を交付して、当該標章の返納を命ずることができる。

8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに(第4号の場合にあつては返納命令書の交付後10日以内に)、当該標章(第3号の場合にあつては亡失した標章)を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 略

(2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3)・(4) 略

11 前各項に定めるもののほか、標章の申請、交付、使用方法及び返納に関し必要な事項については、別に警察本部長が定める。

(緊急自動車等の指定等)

第5条 略

2 前項の申請書には、当該申請に係る自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面又は軽自動車届出済証の写しを添付しなければならない。

3～5 略

6 緊急自動車等の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、指定証（第2号の場合にあつては、発見し、又は回復した指定証）を速やかに別記様式第5号による返納書により公安委員会に返納しなければならない。

(1)・(2) 略

(駐車禁止場所又は時間制限駐車区間における駐車の許可)

第6条 略

(1) 略

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次号において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 略

(2) 略

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあつては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。

イ 略

(3) 略

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ・ウ 略

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

(2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3)・(4) 略

9 前8項に定めるもののほか、標章の申請、交付、使用方法及び返納に関し必要な事項については、別に警察本部長が定める。

(緊急自動車等の指定等)

第5条 略

2 前項の申請書には、当該申請に係る自動車の自動車検査証記録事項（道路運送車両法第58条第2項に規定するものをいう。）が記載された書面又は軽自動車届出済証の写しを添付しなければならない。

3～5 略

6 緊急自動車等の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、指定証（第2号の場合にあつては、発見し、又は回復した指定証）を速やかに別記様式第5号による返納書により公安委員会に返納しなければならない。

(1)・(2) 略

(駐車禁止場所又は時間制限駐車区間における駐車の許可)

第6条 略

(1) 略

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次号において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 略

(2) 略

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあつては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。

イ 略

(3) 略

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ・ウ 略

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

- イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内
- 2 略
- (1)・(2) 略
- (3) 略
- ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- イ・ウ 略
- (4) 駐車可能な場所について、前項第4号に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。
- 3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第6号の申請書2通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。ただし、日時、場所及び用務の特定された駐車許可の申請であつて、複数の場所に連続的に駐車することとなるものについては、次に掲げる要件を全て充足する場合に限り、包括して1件の申請により行うことができる。
- (1)～(3) 略
- 4 前項において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、2以上の警察署の管轄区域にわたるときは、そのいずれかの警察署の署長に提出すれば足りる。
- 5 第3項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。
- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (2) 略
- (3) 当該申請に係る用務を疎明する書面
- 6 略
- 7 署長は、駐車を許可した場合には、別記様式第6号の駐車許可証を交付するものとする。
- 8・9 略

- イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内の範囲内
- 2 略
- (1)・(2) 略
- (3) 略
- ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- イ・ウ 略
- (4) 駐車可能な場所について、前項第4号に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
- 3 第1項又は第2項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第6号の申請書2通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。ただし、当該駐車に係る行為が、定型的に反復継続して行われ、次に掲げる要件をすべて充足する場合に限り、包括して1個の駐車行為として別記様式第6号の2の申請書により行うことができる。
- (1)～(3) 略
- (4) 申請期間が1年以内であること。
- 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し
- (2) 略
- (3) 主たる運転者の住所、氏名、運転免許種別、連絡先を記載した書面
- (3) 前項ただし書に係る申請にあつては、前項第2号及び第3号に該当することを疎明する書面
- (4) 前各号に掲げるもののほか、署長が必要と認める書面
- 5 略
- 6 署長は、駐車を許可した場合には、別記様式第6号又は別記様式第6号の2の駐車許可証を交付しなければならない。
- 7・8 略

別記様式第1号の2及び別記様式第1号の3を次のように改める。

様式第1号の2（第3条の8関係）

除外標章交付申請書 年 月 日	
広島県公安委員会 様	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示 されている番号	
除外を受けよう とする期間	
除外を受けよう とする区間	
除外を受けよう とする理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する  <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

様式第1号の3（第3条の8関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
広島県公安委員会 様	
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標章交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

別記様式第1号の4を別記様式第1号の5とし、別記様式第1号の3の次に次の1様式を加える。

様式第1号の4（第3条の8関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
広島県公安委員会 様	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 様	
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番号標に表示 されている番号	
許可を受けようと する日時期間	
許可を受けようと する場所	
許可を受けようと する理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

備考 申請者は太枠内を記入すること。

別記様式第6号の2を次のように改める。

様式第6号の2 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この公安委員会規則は、令和7年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この公安委員会規則の施行前の申請により改正前の広島県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第3条の8第3項の規定により交付した標章は、当該標章の有効期限が到来するまでの間は、改正後の広島県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第3条の8第3項の規定による標章とみなす。
- 3 警察署長が、この公安委員会規則の施行前の申請により旧規則第6条第6項の規定により交付した駐車許可証は、当該駐車許可証の有効期限が到来するまでの間は、新規則第6条第7項の規定による駐車許可証とみなす。